

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

労災補償と損害賠償との関係——カンボジア・アメリカ・日本の比較から

氏 名

SREANG Sim

論 文 内 容 の 要 旨

本論文では、カンボジア、アメリカと日本における労災補償制度と民事損害賠償との関係について比較検討を目的とする。労働者は労働災害を被った際に、労災補償法から補償給付を受給できており、使用者に対して民事上の損害賠償を請求できる国（併存主義）とこれを請求できない国（単一救済主義）が存在している。しかし、カンボジアの場合、労働法、社会保障法および民法においてその関係の規定を定めていないため、労災補償と民事損害賠償との関係が不明確になっている。そこで、カンボジアでは、単一救済主義と併存主義のどちらかを選択する必要がある。いずれの方式を採用してもその方式が直面しているメリットとデメリットの検討が不可欠である。

本論文では、以上の問題意識に基づき、まず序論において、カンボジアは労働災害として認定され労災保険給付を受給できても、その労災保険給付は、被災労働者およびその家族の精神的・身体的苦痛に対する慰謝料を含まないため、補償が不十分であるという問題を指摘した。この問題に対しては、以下の二つの課題が存在する。第 1 に、被災労働者または遺族は、労災保険給付を受けることに加え、使用者に対して民事損害賠償制度下の損害賠償を請求することができるか。このような労災補償制度と民事損害賠償制度の併存の可否の根拠を明らかにする必要がある。第 2 に、両制度の

併存を認める場合、両制度間の調整が必要かどうか、必要とすれば、どのように調整すべきか。これらの課題を検討するに当たって、労災補償制度と民法上の損害賠償制度の併存（併存主義）を認める国および原則として損害賠償請求を認めない国（単一救済主義）の制度を分析し、それぞれの国における併存主義や単一救済主義を採用した根拠、理論、メリットとデメリットを検討する。併存主義を採用する国として、本論文が日本を選択した理由は、日本は、労災補償制度と民法上の損害賠償制度の併存主義を採用し、制度の存在が長い歴史を持っている国であり、そして、日本の民法はカンボジアの民法の母法でもある。そのみならず、日本の労災補償制度はカンボジアの労災補償制度と類似している点が多く存在し、参考になりそうなことが多い。使用者に対する不法行為による損害賠償請求権を認めない国、すなわち、単一主義を採用する国として、本論文がアメリカ型の労災補償制度を比較対象国にした理由は、アメリカの労災補償制度はカンボジアと類似点が多く存在しており、適用対象者に関しても、ドイツのように広く児童や生徒までは適用されていない。そして、日本ではアメリカの労災補償制度に関する研究が数多く存在しており、アメリカの排他的な労災補償制度を採用する立法の段階の議論など、先行研究の検討分析が有益だと思われる。

第1章においては、比較対象とするアメリカおよび日本の法制度を検討する前提として、カンボジアでは両制度の関係規定がない理由を検討した上で、カンボジアにおける労災補償制度の仕組みを理解し、民事損害賠償請求の必要性および民事損害賠償の仕組みを検討した。現行の労災補償制度に影響を与えた法律を検討した上、現行の労災補償の特徴を明らかにした。使用者の労災補償責任に関して、最初に1997年に労働法が制定され（使用者の無過失補償責任主義）、その後2002年に労働者社会保障法が制定された（使用者の無過失補償責任の保険化へ）。その後、2019年の社会保障法の制定により、労働者社会保障法は無効となった。その間に2007年に民法典が制

定された（使用者の安全配慮義務と不法行為）。このようにカンボジアでは、他の外国の法制度と比べて、最初に労災補償に対する使用者の無過失補償責任を制定してから、その後に民法による使用者の過失責任に関する規定が制定されたという特徴がある。

第2章では、アメリカにおける労災補償法が排他的な救済制度を採用する背景および理由、そしてそのメリットとデメリットについて検討した。労働者を救済するために、使用者の過失を立証する必要のない、迅速かつ確実な補償ができる労災補償法が制定された。しかしながら、過失がなければ責任がないという根強いコモン・ローの考え方が存在したため、使用者が過失を問わず労災補償を行う、あるいは労働者に過失があっても労災補償が受給できるという無過失責任主義に基づくその制度を利用する代わりに、労働者は、使用者に対して自分が持っているコモン・ロー上の損害賠償訴権を放棄しなければならないという、いわゆる排他的な労災補償制度として立法化が行われた。当初は、両制度のどちらか一つを選択（二者択一）しなければならなかった。その理由としては、一つの訴権しか認められないこと、違憲判決の影響、モデルとなる外国法の影響がある。しかしながら、この選択的労災補償制度は事実上ほとんど使用されなかった。ニューヨーク州における火災事件をきっかけとして、労災補償制度は強制的排他的救済制度になった。強制的排他的救済制度にしたのは、壮大な妥協のバランスの維持、訴訟の削減と元の救済制度であるコモン・ローおよび使用者責任法の欠陥の解消という理由が考えられる。このような排他的な労災補償制度を採用するメリットとして考えられるのは、主としてコモン・ローによる訴訟を回避できることである。これにより、裁判に提訴する訴訟の件数が減少すること、また、使用者の負担が軽減すること、最後に、労使関係の平和を維持することである。反対に、デメリットとして考えられるのは、労働者にとって不十分な労災給付しか支給されないことである。このような給付の不十分さの問題を補充するために、労働者は、別の方法で不足の部分を請求することになる。使用者に過失がある労災製造物責任訴訟に

関しても、製造業者が一方的に不利な負担を負わされた。しかし他方で、使用者が保険義務を怠った場合、使用者が故意による不法行為を起こした場合、使用者が別の法的資格により損傷を起こした場合という例外を、制定法と裁判例が次第に認めるようになったのである。

第3章では、日本において労災補償法が併存主義を採用した制度の背景および理由、そのメリットとデメリットについて検討した。日本が併存主義を採用している根拠として一般的に指摘されるのは、日本の労基法 84 条 2 項が規定する調整規定である。この 84 条 2 項は、工場法 15 条の 2 第 1 項、工場法施行令 4 条 1 項、鉱業法 80 条の 2 第 1 項、労働者災害扶助法 4 条の 2 の規定を継承したものである。

併存主義が採用された理由として、3つの見解が存在する。第一に、給付の内容が定型的である。給付を支給するときに、被災労働者の給付基礎日額が基礎となり、この給付基礎日額は原則として労基法 12 条に定める平均賃金に相当する額である。これは、職業その他個人的事情を捨象した障害補償の定率化がされているため、補償額が現実損害に適応しないし、療養給付以外は現実の全ての損害を補償しない。第二に、労災補償は、民事的な損害の全範囲は補償しない。民事損害賠償の対象は、財産的損害と精神的損害があるのに対し、労災補償による補償給付は、労災に被った精神的苦痛を補償しない。第三に、労災予防のインセンティブがある。使用者が保険料のみ支払って、損害賠償責任を免れるとなれば、使用者は労災予防に力を入れない恐れがある。使用者のモラル・ハザードを防ぐ方が労災の発生を予防または抑制するため、労災補償と損害賠償の併存を認め、使用者の安全配慮義務違反や不法行為がある場合に労働者の全損失を補償することは、労災予防へのインセンティブが働くのである。

一方で、併存主義がもたらす問題として、両制度の調整の問題や、使用者の二重の負担からもたらされる保険利益の喪失の問題があることも確認した。両制度の調整の問題に関しては、労災補償または労災保険給付と労災民訴による損害賠償は、被災労

働者等の損害を填補するという共通の機能を持っているから、被災労働者等に対する二重の填補を回避するために調整を行う必要がある。本論文が確認できたのは、この両制度の調整を行うため、その調整の根拠、要件および範囲について考慮する必要があることである。特に、調整の範囲において、既払分のみを控除するか、将来分まで控除するかが、議論になった。この問題に関して、学説と下級審判決の立場は、非控除説と控除説に分けられたが、最高裁の判決は非控除説に立つ。将来分を非控除とするため、その部分については被災労働者の二重補償または使用者の不利な負担を生じさせる問題が生じた。政府は、この問題に応じて法を改正し、支給調整規定を設立したけれども、その支給調整規定に限界があり、調整という機能を果たせなかった。そのため、被災労働者の二重補償および使用者の不利な負担の問題が、残存している。

第4章では、第2章に取り上げたアメリカ型の労災補償制度と損害賠償制度との関係、および第3章に取り上げた日本型の労災補償と損害賠償との関係に関する制度のメリットおよびデメリットを考慮しながら、比較分析に基づきカンボジアにおける適切な制度の選択について考察した。まず、アメリカが採用する排他的な労災補償制度から生じるメリットとして挙げた、裁判による訴訟件数削減の効果は、現状のカンボジアにおける未処理訴訟件数の大幅な存在や、裁判官や弁護士の人数が不足していることに、最も適している。また、使用者に対して、労災補償保険の保険料のみを負担させ、同時に労働災害を原因とする損害賠償の免責を認めることは、使用者の負担軽減に寄与し、使用者の負担が重いという理由による東南アジアの隣国への工場・会社の移転への心配が減ることになるかもしれない。さらに、裁判による損害賠償請求権を認めないことは、労使関係の平和を壊すという懸念を未然に防ぐだけでなく、提訴が労働契約の打ち切りを招く可能性があるという労働者の不安を抑え込むメリットが考えられる。

確かに、このようなメリットは、カンボジアの現状に当てはまるように見るかもし

れない。しかしながら、上記の未処理訴訟件数が潜在的に次第に増加していることや、法曹人口の不足等の問題は、労働者の使用者への民法上の損害賠償請求権を拒否することを通じて、解決できる問題ではないと思われる。

反対に、排他的な労災補償制度が直面するデメリットもある。カンボジアの被災労働者に対して最も必要不可欠なのは、十分な給付の問題である。労災補償による不支給の部分または支給されていない部分を補充するために、アメリカのように、損害賠償請求が可能となるような例外の道を開く必要が生じ、その例外の範囲を議論しなければならない。加えて、製造物責任に関して使用者を共同不法行為者として認めるべきかどうかという問題も考慮しなければならない。

これに対して、日本が採用している併存主義制度から生じるメリットとした十分な補償や労災防止のインセンティブなどは、被災労働者等が最も望んでいることである。十分な補償というのは、逸失利益の補償と、労災補償制度により補償されない精神的な苦痛に対する慰謝料が請求可能になることである。軽い怪我の場合は別として、生命侵害のケースにおいては、その法定給付のみでは家族のメンバーが亡くなった遺族にとって適切ではない。

また、国家社会保障基金の労災の判断基準は広範に判断されること、すなわち、日本やアメリカにおいて労災補償の対象となるはずがない事件が多いことを考慮すれば、不法行為または安全配慮義務違反に基づいて使用者に対して損害賠償を請求することが排除され、民法による補償を受ける権利が著しく侵害されることになるという不合理が生じる。

さらに、労災補償制度の設立は、アメリカ型の単一主義と異なり、使用者の無過失責任との交換条件ではなく、カンボジアの憲法によって保障される社会保障制度確立の規定に基づいたものであるから、労災補償制度が存在することは民法による損害賠償請求の否定の理由にならない。

その上、民法における損害賠償請求に関する規定は、使用者の過失に基づく不法行為責任の構成にとどまらず、使用者の安全配慮義務違反の構成も規定されているから、使用者に対する損害賠償請求の根拠規定は十分あると言えよう。

併存主義を採用することによって、労災補償と損害賠償との調整問題が発生することにはなるものの、立法的な解決を取ることなく、民法の損益相殺の規定を適用することで問題解決できないわけではない。ここでは、損害賠償から既に支給された年金給付の額と支給を受けることが確定した年金給付の額との合計額の限度で控除し、まだ支給が確定していない年金給付の額を控除しないことにしても、履行猶予制度により使用者の二重の負担・重い負担や保険加入利益という問題を避けることができる点を指摘しておきたい。

カンボジアでは、アメリカのような免責の規定や日本のような調整規定が存在しないが、このような規定が存在しないからこそ、使用者に対する被災労働者等の民事損害賠償請求権を認めるような解釈もできるし、この反対解釈もできる。しかし、被災者保護の観点から見れば、十分な補償が求められるため、民法による補償を受ける権利を保護するために、現在のカンボジアに一番相応しい、しかも簡単に実施可能な制度とは、日本型の併存主義であると言えるだろう。